- 1. 新たに成分規格を設定する5品目 1
- 2 エレミ樹脂、カンゾウ油性抽出物、グァーガム酵素分解物、サバクヨモギシードガム、シタン色

3 素

4 5

6

7

- 2. 成分規格を改正する 12 品目等
- 塩化カルシウム、過酢酸製剤、カラシ抽出物、コチニール色素、酢酸エチル、植物性ステロー ル、植物タンニン、ペクチナーゼ、ベニコウジ黄色素、ベニコウジ色素、マリーゴールド色素、ラ

ック色素、試薬・試液 8

9

- 3. 使用基準及び製造基準を改正する品目 10
- 酸性白土、カオリン、ベントナイト、タルク、砂、ケイソウ土及びパーライト並びにこれらに類 11 12 似する不溶性の鉱物性物質等

13

14

15

# 成分規格案

1. 新たに成分規格を設定する品目 16

17

18

19

20 21

27

28

29

30

31

32

33 34

35

36

37

エレミ樹脂

Elemi Resin

義 本品は、マニラエレミ (Canarium luzonicum (Blume)A Gray.) の分泌液から得られたβ-22 定 アミリンを主成分とするものである。 23

- 状 本品は、白~黄褐色の粉末又は塊で、特異なにおいがある。 24
- 25確認試験 (1) 本品を赤外吸収スペクトル測定法中のペースト法により測定し、本品のスペクトルを 参照スペクトルと比較するとき、同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。 26
  - (2) 本品0.2gに2-プロパノール10mLを加えて溶かし、検液とする。検液2μLを量り、対照液を用 いず、アセトン/アセトニトリル混液(5:1)を展開溶媒として薄層クロマトグラフィーを行 い、展開溶媒の先端が原線から約10cmの高さに上昇したとき展開を止め、風乾する。これに15% 硫酸・メタノール試液を噴霧し、110℃で数分間加熱した後、観察するとき、R<sub>f</sub>値0.3~0.4付近 に橙色のスポットを認める。ただし、薄層板には、薄層クロマトグラフィー用オクタデシルシリ ル化シリカゲルを担体とし、110℃で1時間乾燥したものを使用する。
  - 純度試験 (1) 酸価 20~40

本品1gを精密に量り、エタノール(95)50mLを加えて溶かし、検液とする。以下油脂類試験法 中の酸価の試験を行う。

- (2) 鉛 Pbとして 2 μg/g 以下 (2.0 g、第1法、比較液 鉛標準液4.0 mL、フレーム方式)
- (3) ヒ素 Asとして 3 µg/g 以下 (0.50 g 、第 4 法、標準色 ヒ素標準液3.0mL、装置 B)
- 乾燥減量 0.5%以下(105℃、3時間) 38
- 分 0.1%以下(550℃、5時間) 39 灰

1	カンゾウ油性抽出物
2	Licorice Oil Extract
3	
4	定 義 本品は、カンゾウ油性抽出物のうち、チョウカカンゾウ(Glycyrrhiza inflata Batalin)
5	又はヨウカンゾウ(Glycyrrhiza glabra L.)の根若しくは根茎から得られた、フラボノイドを主成
6	分とするものである。
7	性 状 本品は、黄褐~赤褐色の粉末、ペースト又は液体で、特異なにおいがある。
8	確認試験 本品 $30 \text{mg}$ を量り、エタノール( $99.5$ ) $20 \text{mL}$ を加えて溶かした後、メンブランフィルタ
9	ー(孔径0.45μm)でろ過し、ろ液を検液とする。別にグラブリジン及びリコカルコンΑ 5 mgずつ
10	を量り、それぞれエタノール(99.5)50mLに溶かし、標準液とする。検液及び標準液をそれぞれ
11	20μLずつ量り、次の操作条件で液体クロマトグラフィーを行うとき、検液には、標準液のグラブ
12	リジン及びリコカルコンAの両方又はそのいずれかのピークと保持時間が一致するピークを認め
13	る。
14	操作条件
15	検出器 紫外吸光光度計又はフォトダイオードアレイ検出器 (測定波長 282nm (グラブリジ
16	ン)、 $360$ nm(リコカルコンA))
17	カラム充塡剤 5 μmの液体クロマトグラフィー用オクタデシルシリル化シリカゲル
18	カラム管 内径4.6mm、長さ25cmのステンレス管
19	カラム温度 40℃
20	移動相 アセトニトリル/酢酸 (1→50) 混液 (3:2)
21	流量 リコカルコンAの保持時間が約6分、グラブリジンの保持時間が約8分になるように調整
22	する。
23	純度試験 (1) 鉛 Pbとして 2 μg/g 以下(粉末試料2.0 g 又はペースト若しくは液体試料を乾燥し
24	たもの2.0g、第1法、比較液 鉛標準液4.0mL、フレーム方式)
25	(2) ヒ素 $As$ として $3\mu$ g/g以下(粉末試料 $0.50$ g又はペースト若しくは液体試料を乾燥したもの
26	0.50g、第4法、標準色 ヒ素標準液3.0mL、装置B)
27	乾燥減量 粉末試料 5.0%以下(105℃、2時間)
28	ペースト又は液体試料 50.0%以下(105℃、5時間)
29	<b>強熱残分</b> 3.0%以下(粉末試料1g又はペースト若しくは液体試料を乾燥したもの1g)
30	
31	【試薬・試液】 (試薬の規格については流通品の規格を参考に設定する。)
32	グラブリジン C <sub>20</sub> H <sub>20</sub> O <sub>4</sub> [59870-68-7]
33	本品は、白~薄い黄褐色の結晶又は粉末である。
34	リコカルコンA $C_{21}H_{22}O_4$ [58749-22-7]
35	本品は、淡黄色~黄色の粉末である。

1	グァーガム酵素分解物		
2	Enzymatically Hydrolyzed Guar Gum		
3	グァーフラワー酵素分解物		
4	グァルガム酵素分解物		
5			
6	定 義 本品は、グァー (Cyamopsis tetragonoloba (L.) Taub.) の種子から得られたものを酵素		
7	で分解して得られた、多糖類を主成分とするものである。ショ糖、ブドウ糖、乳糖、デキストリン		
8	又はマルトースを含むことがある。		
9	性 状 本品は、類白~微黄色の粉末又は粒で、わずかににおいがある。		
10	確認試験 (1) 本品20gに2-プロパノール4mLを加えてよく湿らせた後、激しくかき混ぜながら		
11	水200mLを加え、更に均一に分散するまで激しくかき混ぜる。この液10mLに四ホウ酸ナトリウム十		
12	水和物溶液(1→20)10mLを加え、混和して放置するとき、粘性のある液となるか、ゼリー状と		
13	なる。		
14	(2) 本品1gと「キサンタンガム」1gを混合し、2-プロパノール4mLを加えて振り混ぜた後、か		
15	き混ぜながら水200mLを加え、更に均一に分散するまでかき混ぜる。この液100mLを水浴上で約10		
16	分間加熱した後、5℃まで冷却するとき、粘性のある液となるか、ゲル状となる。		
17	純度試験 (1) たん白質 7.0%以下		
18	本品約0.15gを精密に量り、窒素定量法中のセミミクロケルダール法により試験を行う。		
19	0.005mol/L硫酸1mL=0.8754mgたん白質		
20	(2) 酸不溶物 7.0%以下		
21	本品約2gを精密に量り、水150mL及び硫酸1.5mLを入れた300mLのビーカーに加える。このビー		
22	カーを時計皿等で覆い、水浴中で6時間加熱する。時々ガラスかくはん棒を用いてビーカーの内		
23	壁に付いたものをすり落としながら水で洗い流し、蒸発によって失われた水の量を補正する。あ		
24	らかじめ105℃で3時間乾燥したクロマトグラフィー用ケイソウ土約0.5gを精密に量り、試料液		
25	に加えて十分かくはんする。あらかじめ105℃で3時間乾燥したガラスろ過器(1G3)の質量を		
26	測定した後、このガラスろ過器を用いて、吸引ろ過し、残留物を温水でガラスろ過器に洗い込む。		
27	残留物を集めたガラスろ過器を105℃で3時間乾燥した後、デシケーター中で放冷し、総質量を量		
28	り、次式により酸不溶物の含量を求める。		
29	酸不溶物の含量 (%)		
30	総質量 $(g)$ $ (クロマトグラフィー用ケイソウ土の質量 (g) +ガラスろ過器の質量 (g)$		
31	$=$ $\longrightarrow$ $\times 100$		
32	試料の採取量 (g)		
33	(3) 鉛 Pbとして 2 μg/g以下 (2.0g、第1法、比較液 鉛標準液4.0mL、フレーム方式)		
34	(4) ヒ素 Asとして 3 μg/g以下 (0.50 g、第 3 法、標準色 ヒ素標準液3.0mL、装置 B)		
35	乾燥減量 14.0%以下(105℃、3時間)		
36	灰 分 2.0%以下(800℃、5時間、乾燥物換算)		
37	<b>微生物限度</b> 微生物限度試験法(試験法の適合性試験を除く。)により試験を行うとき、本品1gにつ		
38	き、生菌数は5000以下、真菌数は500以下である。また大腸菌及びサルモネラは認めない。ただし、		
39	生菌数試験及び真菌数試験の試料液並びに大腸菌試験及びサルモネラ試験の前培養液は、いずれも		
40	第1法により調製する。		

1	サバクヨモギシードガム
2	Artemisia Seed Gum
3	アルテミシアシードガム
4	サバクヨモギ種子多糖類
5	
6	定 義 本品は、サバクヨモギ(Artemisia halodendron Turcz. ex Besser)、Artemisia ordosica
7	Krasch.、Artemisia sphaerocephala Krasch.の種皮から得られた、多糖類を主成分とするものであ
8	る。
9	性 状 本品は、白~黄褐色の粉末で、わずかににおいがある。
10	確認試験 (1) 本品1gを水100mLに徐々に加え、激しくかき混ぜるとき、ゲル状の塊を生じる。
11	(2) (1)で得られたゲル状の塊の少量を塩化カルシウム二水和物溶液(1→10)に入れるとき、さら
12	に固いゲルを生じる。
13	<b>純度試験</b> (1) たん白質 30.0%以下
14	本品約0.5gを精密に量り、窒素定量法中のセミミクロケルダール法により試験を行う。
15	0.005mo1/L硫酸1mL=0.8754mgたん白質
16	(2) ジエチルエーテル可溶物 2.0%以下
17	本品約10gを精密に量り、円筒ろ紙に入れ、105℃で3時間乾燥した後、ソックスレー抽出器に
18	入れ、ジエチルエーテルを用いて20時間抽出する。あらかじめ質量を量った秤量瓶に抽出液を入
19	れ、水浴上で蒸発乾固し、残留物を105℃で2時間乾燥し、その質量を量る。
20	(3) 鉛 Pbとして 2 μg/g以下 (2.0g、第1法、比較液 鉛標準液4.0mL、フレーム方式)
21	(4) ヒ素 Asとして 3 μg/g以下 (0.50 g、第 3 法、標準色 ヒ素標準液3.0mL、装置 B)
22	乾燥減量 10.0%以下(105℃、3時間)
23	灰 分 8.0%以下(乾燥物換算)
24	<b>微生物限度</b> 微生物限度試験法(試験法の適合性試験を除く。)により試験を行うとき、本品1gにつ
25	き、生菌数は5000以下、真菌数は500以下である。また大腸菌及びサルモネラは認めない。ただし、
26	生菌数試験及び真菌数試験の試料液並びに大腸菌試験の前培養液は、いずれも第2法により調製す
27	る。また、サルモネラ試験は、本品5gを乳糖ブイヨン培地500mLと混合して均一に分散させ、35±
28	$1\mathbb{C}$ で $24\pm2$ 時間培養したものを前培養液とし、この操作を $5$ 回行って得られた前培養液それぞれ
29	につき試験を行う。

1	シタン色素
2	Sandalwood Red
3	サンダルウッド色素
4	
5	定 義 本品は、サンダルシタン (Pterocarpus santalinus L.) の幹枝から得られた、サンタリン
6	を主成分とするものである。デキストリン又は乳糖を含むことがある。
7	<b>色 価</b> 本品の色価(E 10%)は50以上で、その表示量の90~110%を含む。
8	性 状 本品は、暗赤~紫赤色の粉末又は液体で、わずかに特異なにおいがある。
9	確認試験 (1) 本品の表示量から、色価50に換算して50mgに相当する量を量り、水100mLを加えてか
10	き混ぜるとき、黄橙~橙色の懸濁液となる。この液に水酸化ナトリウム溶液(1→25)を加えて
11	アルカリ性にするとき、液の色は、橙赤~暗紫赤色に変わる。
12	(2) 本品の表示量から、色価50に換算して0.1gに相当する量を量り、80vo1%エタノール100mLに溶
13	かした液は、橙〜橙赤色を呈し、硫酸鉄( $oxtime D$ ) $n$ 水和物溶液( $1  ightarrow 10$ ) $1  ightarrow L$ を加えるとき、液の
14	色は、暗赤褐~暗赤紫色に変わる。
15	(3) 本品に80vo1%エタノールを加えて溶かした液は、波長465~480nm及び500~515nmに極大吸収
16	部がある。
17	<b>純度試験</b> (1) 鉛 Pbとして 2 μg/g 以下 (2.0 g、第 1 法、比較液 鉛標準液4.0mL、フレーム方式)
18	(2) ヒ素 Asとして 3 μg/g以下 (0.50g、第 3 法、標準色 ヒ素標準液3.0mL、装置 B)
19	<b>色価測定</b> 色価測定法により、次の操作条件で試験を行う。
20	操作条件
21	測定溶媒 80vo1%エタノール
22	測定波長 波長500~515nmの極大吸収部
23	

1	2. 成分規格を改正する品目
2	
3	
4	塩化カルシウム
5	Calcium Chloride
6	(略)
7	純度試験 (1) (略)
8	(2) (略)
9	(3) (略)
10	(4) アルカリ金属及びマグネシウム 5.0%以下
11	本品1.0gを量り、水50mLを加えて溶かし、塩化アンモニウム0.50gを混和し、1分間煮沸する。
12	シュウ酸二水和物溶液(3→50)40mLを速やかに加え、激しくかき混ぜて沈殿を生じさせ、直ち
13	にメチルレッド試液2滴及びアンモニア試液を滴加して中和した後、冷却する。この液を100mLの
14	メスシリンダーに移し、水を加えて $100 \mathrm{mL}$ とし、 $4$ 時間 $\sim 1$ 夜放置し、上澄液を乾燥ろ紙でろ過す
15	る。ろ液50mLを量り、硫酸0.5mLを加え、蒸発乾固した後、恒量になるまで強熱し、その残留物の
16	質量を量る。次式により、アルカリ金属及びマグネシウムの量を求める。
17	残留物の質量(g)×2
18	<u>アルカリ金属及びマグネシウム(%)=―――――×100</u>
19	試料の採取量 (g)
20	(略)

# 過酢酸製剤

Peracetic Acid Composition

3 (略)

1

2

4

5

6 7

8

9

10

1112

13

14

15

16

17

18

19

2021

22

23

242526

28

#### 定量法(1)(略)

(2) (略)

(3) 1-ヒドロキシエチリデン-1,1-ジホスホン酸 本品約0.2gを精密に量り、水を加えて正 確に50mLとする。この液3mLを正確に量り、100mLのビーカーに入れ、水50mLを加える。これにフ エノールフタレイン試液1滴を加え、液が淡赤色を呈するときは、淡赤色が消えるまで硫酸試液 (2.5 mol/L) を加える。この液に更に、硫酸試液 (2.5 mol/L) 2 mLを加えて混ぜ、ペルオキ ソ二硫酸アンモニウム0.4gを加えて混ぜた後、沸石を入れ、てホットプレート上で約5~10mLと なるまで加熱する。さらに、蒸発する水を補いながら約5~10mLを保ち、ホットプレート上で90 分間加熱<del>した後、約10mLとなるまで加熱を続ける</del>する。冷後、フェノールフタレイン試液2滴を 加え、液が微赤色になるまで水酸化ナトリウム溶液 (1→40) を加える。この液を50mLのメスフ ラスコに移す。次に少量の水で沸石及びビーカーを数回洗い、洗液をメスフラスコに合わせ、水 を加えて正確に50mLとし、試料液とする。試料液10mLを正確に量り、酒石酸アンチモン・モリブ デン酸試液2.0mLを加えてよく混ぜ、20分間放置し、検液とする。対照液は、水10mLを用いて試料 液と同様に操作して調製する。別にリン酸二水素カリウム0.2195gを量り、水を加えて正確に 1000100mLとし、この液 5 mLを正確に量り、水を加えて正確に100mLとし、標準原液とする。標準 原液 O mL、3 mL、5 mL、10mL、15mL及び20mLを正確に量り、水を加えてそれぞれ正確に50mLとし、 それぞれを10mLずつ正確に量り、試料液と同様に操作し、標準液とする。検液及び6濃度の標準 液につき、波長650nmにおける吸光度を測定し、検量線を作成する。この検量線と検液の吸光度か ら検液中のリンの濃度を求め、次式により含量を求める。

1 ーヒドロキシエチリデンー1, 1 ージホスホン酸( $C_2H_8O_7P_2$ )の含量(%) 検液中のリンの濃度( $\mu$ g/mL) ×206.0

試料の採取量(g)×61.94×12

27 (略)

1		カラシ抽出物	
2		Mustard Extract	
3		(略)	
4	$C_4H_5NS$		分子量 99. 1 <del>6</del> 5
5	(略)		
6			

コチニール色素 1 2 Cochineal Extract Carminic Acid 3 4 カルミン酸色素 5 義 本品は、エンジムシ (Dactylopius coccus Costa (Coccus cacti Linnaeus)) から得られ 6 定 た、カルミン酸を主成分とするものである。デキストリン又は乳糖を含むことがある。 7 <u>含量(色価)</u> 本品<u>は、カルミン酸(C<sub>22</sub>H<sub>20</sub>O<sub>13</sub>=492.39)</u>として4.0%以上又は<del>の</del>色価(E lon) 80以 8 上で、その表示量の95~115%を含む。 9 (略) 10 **純度試験** (1) 4-アミノカルミン酸 定量法の試料液を検液とする。別に4-アミノカルミン酸 11 0.1gを量り、水を加えて100mLとし、4-アミノカルミン酸標準液とする。検液及び4-アミノ 12 カルミン酸標準液をそれぞれ 10uL ずつ量り、定量法の操作条件で液体クロマトグラフィーを行 13 14 うとき、検液には4-アミノカルミン酸のピークを認めない。 (4)(2) 鉛 Pbとして2μg/g 以下(2.0g、第2法、比較液 鉛標準液4.0mL、フレーム方式) 15 (2)(3) ヒ素 As として 3 ug/g以下 (0.50 g、第 3 法、標準色 ヒ素標準液 3.0mL、装置 B) 16 17 (3)(4) たん白質 2.2%以下 本品約1gを精密に量り、窒素定量法中のセミミクロケルダール法により試験を行う。 18 0.005mol/L硫酸1mL=0.8754mg たん白質 19 20

定量法 本品の表示量から、色価80に換算して約2gに相当する量を精密に量り、水で正確に100mLとし、試料液とする。この試料液1mL及び定量用内標準液1mLを正確に量り、混合し、移動相を加えて正確に20mLとし、検液とする。ただし、定量用内標準液は、定量用カフェイン約0.1gを精密に量り、水で正確に100mLとしたものとする。別に定量用内標準液1mLを量り、移動相を加えて10mLとし、標準液1とする。また、カルミン酸10mgを量り、少量の水を加えて溶かし、更に移動相を加えて200mLとし、標準液2とする。検液、標準液1及び標準液2をそれぞれ10μLずつ量り、次の操作条件で液体クロマトグラフィーを行う。検液につき、カフェイン及びカルミン酸のピーク面積A<sub>CAF</sub>及びA<sub>CA</sub>を測定し、次式によりカルミン酸の含量を求める。ただし、検液中のカフェイン及びカルミン酸は、標準液1及び標準液2との保持時間の比較により同定する。

カルミン酸の含量(%)

$$= \frac{\underline{M}_{CAF}}{\underline{X}} \times \underline{A}_{CA} \times \underline{M}_{WCA} \times \underline{I}$$

$$= \underline{M}_{T} \times \underline{A}_{CAF} \times \underline{M}_{WCAF} \times \underline{RMS}$$

30

21

22

23

24

25

26

27

28

```
ただし、M_{CAF}: 定量用カフェインの採取量(g)
1
2
              M<sub>T</sub>: 試料の採取量(g)
              MW<sub>CA</sub>:カルミン酸の分子量(492.39)
3
4
              MW<sub>CAF</sub>:カフェインの分子量(194.19)
              RMS:カルミン酸のカフェインに対する相対モル感度(4.09)
5
6
              P:定量用カフェインの純度(%)
7
     操作条件
       検出器 紫外吸光光度計又はフォトダイオードアレイ検出器(測定波長 274nm)
8
       カラム充塡剤 5μm の液体クロマトグラフィー用オクタデシルシリル化シリカゲル
9
       カラム管 内径 4.6mm、長さ 25cm のステンレス管
10
       カラム温度 40℃
11
       移動相 水/メタノール/トリフルオロ酢酸混液 (600:400:1)
12
13
       流量 カフェインの保持時間が約5分になるように調整する。
14
     (略)
15
16
    【試薬・試液】
    <u>カルミン酸 C<sub>22</sub>H<sub>20</sub>O<sub>13</sub> [1260-17-9]</u>
17
18
       本品は、赤色~暗赤褐色の結晶性の粉末又は粉末である。
19
    <u>4-アミノカルミン酸 C<sub>22</sub>H<sub>21</sub>NO<sub>12</sub> [407626-19-1]</u>
       カルミン酸 0.5g を量り、アンモニア試液 5 mL を加えて溶かし、密封し、120℃で 1 時間加熱する。
20
21
     冷後、40℃以下で減圧乾固する。用時調製する。
    カフェイン、定量用 C<sub>8</sub>H<sub>10</sub>N<sub>4</sub>O<sub>2</sub> [58-08-2]
22
23
       本品は、無~白色の結晶又は白色の粉末である。
       本品は、定量法で求めた含量(%)を本品の純度(%)として用いる。
24
25
     含量 98.0%以上
26
     確認試験 本品を赤外吸収スペクトル測定法中のペースト法又は錠剤法により測定するとき、波数
27
       3114cm<sup>-1</sup>、1702cm<sup>-1</sup>、1662cm<sup>-1</sup>及び1287cm<sup>-1</sup>付近に吸収を認める。
     融点 235~238℃
28
29
     定量法 本品約 5 \, \text{mg} 及びD \, S \, S \, - \, d_6 約 1 \, \text{mg} をそれぞれ精密に量り、重水 1 \, \text{mL} を加えて溶かす。こ
       の液を外径5mmのNMR試料管に入れ、密閉し、次の操作条件でプロトン共鳴周波数 400MHz 以
30
31
       上の装置を用いて^1HNMRスペクトルを測定する。DSS-d_6のシグナルを \delta Oppm とし、
32
       δ3.30~3.47ppm、δ3.92ppm 及び δ7.88ppm 付近のシグナル面積強度をそれぞれA<sub>1</sub> (水素数 6
       に相当)、A_2(水素数 3 に相当)及びA_3(水素数 1 に相当)とするとき、(A_1/6)/(A_2
33
       /3) 及び (A_1/6) /A_3及び (A_2/3) /A_3がそれぞれ 1.0 となることを確認する。DS
34
35
       S-d_6のシグナル面積強度を 9.000 としたときのA_1、A_2及びA_3の和を I とし、水素数の和を
       N、DSS-d6の純度をP(%)とし、次式によりカフェインの含量を求める。ただし、本品由
36
37
       来のシグナルに明らかな夾雑物のシグナルが重なる場合には、そのシグナル面積強度及び水素数
38
       は定量に用いない。
```

1	<u>カフェイン(C<sub>8</sub>H<sub>10</sub>N<sub>4</sub>O<sub>2</sub>)の含量(%)</u>
2	$M_s \times I \times P$
3	$=$ $\times 0.8655$
4	$M_T \times N$
5	ただし、 $M_S:DSS-d_6$ の採取量 $(mg)$
6	M <sub>T</sub> : 試料の採取量 (mg)
7	<u>操作条件</u>
8	デジタル分解能 0.25Hz 以下
9	<u>スピニング オフ</u>
10	<sup>13</sup> C核デカップリング あり
11	取り込み時間 4秒以上
12	<u>観測スペクトル幅 - 5 ~15ppm を含む 20ppm 以上</u>
13	<u>パルス角 90°</u>
14	繰り返しパルス待ち時間 60 秒以上
15	ダミースキャン 1回以上
16	積算回数 8回以上
17	測定温度 20~30℃の一定温度
18	<b>定量用カフェイン</b> カフェイン、定量用を見よ。
19	<u>重水 D<sub>2</sub>O [7789-20-0]</u>
20	NMRスペクトル測定用に製造したものを用いる。
21	

1	酢酸エチル
2	Ethyl Acetate
3	
4	(略)
5	
6	<b>含 量</b> 本品は、酢酸エチル(C <sub>4</sub> H <sub>8</sub> O <sub>2</sub> ) <del>98.0%</del> 99.0%以上を含む。
7	(略)
8	確認試験 $(1)$ 本品 $1$ mL に水酸化ナトリウム溶液( $1 \rightarrow 25$ ) $25$ mL を加え、水浴中で $5$ 分間加熱する。
9	<del>冷後、塩酸(1→4)で中和し、塩化鉄(III)六水和物溶液(1→10)5滴を加えるとき、液は、</del>
10	深赤色を呈する。
11	(2) 本品1mL に水酸化ナトリウム溶液(1→5)5mL を加え、水浴中で振り混ぜながら加熱すると
12	き、果実ようのにおいがなくなる。この液を硫酸 (1→20) で酸性とし、水浴中で振り混ぜなが
13	ら加熱するとき、酢酸のにおいを発する。
14	本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し、本品のスペクトルを参照スペクトル
15	と比較するとき、同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。
16	屈 折 率 $n_D^{20} = 1.370 \sim 1.375$ 1.371 $\sim$ 1.376
17	比 重 $\frac{d_{20}^{20}=0.900\sim0.904}{d_{25}^{25}}=0.894\sim0.898$
18	(略)
19	定 量 法 あらかじめ 100mL のフラスコにエタノール (95) 10mL を入れて質量を精密に量る。次に、
20	本品約1gを先のフラスコに入れて質量を精密に量り、0.5mol/L水酸化カリウム・エタノール
21	溶液 40mL を正確に量って加え、還流冷却器を付けて 78~82℃の水浴中で 20 分間加熱する。冷
22	後、過量のアルカリを 0.5mol/L塩酸で滴定する(指示薬フェノールフタレイン試液 2~3滴)。
23	別に空試験を行う。
24	<u>0.5mol/L水酸化カリウム・エタノール溶液 1 mL=44.05mg C<sub>4</sub>H<sub>8</sub>O₂</u>
25	香料試験注中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率注の操作条件(?)により定量する

```
植物性ステロール
1
2
                          Vegetable Sterol
                          フィトステロール
3
4
5
    (略)
6
7
                           遊離体高濃度品
8
9
    (略)
   純度試験 (1)
10
            (略)
    (2)
       (略)
11
12
    (3)
       (略)
    (4)
13
      (略)
14
    (5)
       (略)
15
      (i) (略)
      (ii) 操作法 本品約10gをAに精密に量り、1-ブタノール10mLを入れ、よく混和し、沸騰石
16
       を加える。内標準液2mlを正確に量り、Eに入れ、装置を組み立てる。Bを1-ブタノールで
17
       濡らす。Aを180℃に加熱して約1時間かけ、留分が約9mLになるまで蒸留する。留分を集めた
18
       Eに1-ブタノールを加えて25mLとし、検液とする。ただし、内標準液は、2-ブタノール・
19
       1-ブタノール溶液 (3→10000) とする。別に1-プロパノール、ヘキサン及びメタノール約
20
21
       0.5gを精密に量り、1-ブタノールを加えて正確に100mLとする。この液1mLを正確に量り、
       1-ブタノールを加えて正確に100mLとする。この液<math>10mL及び内標準液2-1mLを正確に量り、1-
22
       ーブタノールを加えて25mLとし、標準液とする。検液及び標準液をそれぞれ2pLずつ量り、次
23
       の操作条件でガスクロマトグラフィーを行う。検液の2-ブタノールのピーク面積に対する1
24
       ープロパノール、ヘキサン及びメタノールのピーク面積の比QTI、QT2及びQT3並びに標準液の
25
```

2ーブタノールのピーク面積に対する1ープロパノール、ヘキサン及びメタノールのピーク面

積の比Q<sub>51</sub>、Q<sub>52</sub>及びQ<sub>53</sub>を求め、次式により1-プロパノール、ヘキサン及びメタノールの量

操作条件

を求める。

2627

28

29

30

31

32

33

34

35

36 37

38

39 40

41

検出器 水素炎イオン化検出器

カラム 内径0.25mm、長さ60mのフューズドシリカ管の内面に、ガスクロマトグラフィー用 25%ジフェニル75%メチルポリシロキサンを1.40μmの厚さで被覆したもの

1		カラム温度 $50 ^{\circ}$ で注入し、 $3 分間保持した後、毎分5 ^{\circ}で110 ^{\circ}まで昇温し、更に毎分15 ^{\circ}$
2		で200℃まで昇温し、200℃を4分間保持する。
3		注入口温度 150℃付近の一定温度
4		検出器温度 150℃付近の一定温度
5		キャリヤーガス 窒素又はヘリウム
6		流量 2-ブタノールの保持時間が約12分になるように調整する。
7		注入方式 スプリット
8		スプリット比 1:20
9	(略)	
10		

```
1 植物タンニン
2 Vegetable Tannin
3 (略)
5 含 量 本品を乾燥したものは、タンニン酸として96%以上を含む。
6 (略)
7
```

### ペクチナーゼ

Pectinase

(略)

## ペクチナーゼ活性試験法 (略)

第1法 本品0.50gを量り、pH4.0の0クエン酸・塩酸緩衝液(0.1mo1/L)を加えて溶解若しくは均一に分散して50mLとしたもの又はこれを更に同緩衝液を用いて10倍、100倍若しくは1000倍に希釈したものを試料液とする。

ペクチン (かんきつ類由来) 又はペクチン酸 (かんきつ類由来) 0.6g を量り、pH4.0のクエン酸・塩酸緩衝液 (0.1 mol/L) 80mLを加えて溶かす。クエン酸三ナトリウム試液 (1 mol/L)、又は塩酸試液 (0.1 mol/L) を用いてpH4.0に調整した後、pH4.0のクエン酸・塩酸緩衝液 (0.1 mol/L) を加えて100 mLとしたものを基質溶液とする。

基質溶液10mLを40℃で5分間加温した後、試料液1mLを加えて直ちに混和し、40℃で30分間加温した後、炭酸ナトリウム試液(1 mol/L)3mLを加える。この液に0.05mol/Lョウ素溶液6mLを加えてよく振り混ぜ、暗所に30分間放置した後、硫酸試液(2 mol/L)6mLを加え、検液とする。別に炭酸ナトリウム試液(1 mol/L)3mLに試料液1mLを加えて混和し、基質溶液10mL及び0.05mol/Lョウ素溶液6mLを加えてよく振り混ぜ、暗所に30分間放置した後、硫酸試液(2 mol/L)6mLを加え、比較液とする。検液及び比較液につき、 $\frac{0.02mol}{L}$  上手才硫酸ナトリウム溶液 子才硫酸ナトリウム試液(0.02mol/L)で滴定(指示薬溶性デンプン試液  $1 \sim 2$  滴)するとき、検液の $\frac{0.02mol}{L}$  上手才硫酸ナトリウム溶液 チオ硫酸ナトリウム試液(0.02mol/L) の消費量は、比較液の $\frac{0.02mol}{L}$  上手 本硫酸ナトリウム溶液 チオ硫酸ナトリウム試液(0.02mol/L)の消費量は、比較液の $\frac{0.02mol}{L}$  上手 本硫酸ナトリウム溶液 チオ硫酸ナトリウム試液(0.02mol/L)の消費量よりも小さい。終点は、生じた青色が消えるときとする。

 $\frac{23}{24}$ 

(略)

1	ベニコウジ黄色素
2	Monascus Yellow
3	モナスカス黄色素
4	
5	定 義 本品は、ベニコウジカビ属糸状菌(Monascus pilosus及びMonascus purpureusに限る。)
6	の培養液から得られた、キサントモナシン類を主成分とするものである。 <u>デキストリン又は乳糖を</u>
7	含むことがある。
8	(略)
9	確認試験 (1) 本品の表示量から、色価70に換算して1gに相当する量を量り、エタノール(95)100mL
10	に溶かした <u>後、必要な場合には、遠心分離又はろ過する。その</u> 液は、黄色を呈し、緑色の蛍光を
11	発する。
12	(略)
1 2	

1	ベニコウジ色素
2	Monascus Color
3	モナスカス色素
4	
5	定 義 本品は、ベニコウジカビ属糸状菌(Monascus pilosus及びMonascus purpureusに限る。)
6	の培養液から得られた、アンカフラビン類及びモナスコルブリン類を主成分とするものである。 <u>テ</u>
7	キストリン又は乳糖を含むことがある。
8	(略)
9	<b>確認試験</b> (1) 本品の表示量から、色価50に換算して1gに相当する量を量り、水/エタノール(95)
10	混液(1:1)100mLを加えて溶かした <u>後、必要な場合には、遠心分離又はろ過する。その</u> 液は、
11	赤橙~暗赤色を呈する。
12	(略)
13	

1	マリーゴールド色素
2	Marigold Color
3	
4	定 義 本品は、マリーゴールド(Tagetes patula L. 若しくは Tagetes erecta L. 又はそれらの種
5	間雑種)の花から得られた、キサントフィルを主成分とするものである。食用油脂を含むことがあ
6	<u>る。</u>
7	(略)
Q	

1	ラック色素
2	Lac Color
3	ラッカイン酸
4	
5	定 義 本品は、ラックカイガラムシ(Laccifer spp. )の分泌液から得られた、ラッカイン酸
6	類を主成分とするものである。 <u>デキストリン又は乳糖を含むことがある。</u>
7	(略)
8	

## 1 試薬・試液

- 2 塩化1,10-フェナントロリニウム一水和物  $C_{12}H_9C1N_2 \cdot H_2O$  〔1,10-フェナントロリン塩
- 3 酸塩一水和物、K8202、特級][3829-86-5]【塩化1,10-フェナントロリニウム1水和物】
- 4 **塩化フェニルヒドラジニウム** C<sub>6</sub>H<sub>5</sub>NHNH<sub>2</sub>・HCl [フェニルヒドラジン塩酸塩、K8203、特
- 5 級〕[59-88-1]【塩酸フェニルヒドラジン】
- 6 クエン酸・リン酸緩衝液 (0.1mol/L)
- 7 (略)
- 8 第2液: <del>リン酸二水素ナトリウム二水和物 15.6g</del>リン酸水素二ナトリウム・12 水 71.6gを量り、
- 9 水を加えて溶かし、1000mLとする。
- 10 第1液と第2液を混和し、成分規格・保存基準各条等に規定する pH に調整する。
- 11 **炭酸バリウム** Ba C O<sub>3</sub> <del>〔K1415〕</del> [513-77-9]
- 12 (略)
- 13 **七モリブデン酸六アンモニウム四水和物** (NH<sub>4</sub>) <sub>6</sub>Mo<sub>7</sub>O<sub>24</sub>・4 H<sub>2</sub>O 〔<u>モリブデン(VI)</u>酸ア
- 14 ンモニウム四水和物、K8905、特級] [12054-85-2] 【七モリブデン酸六アンモニウム4水和
- 15 物、モリブデン酸アンモニウム】
- 16 3-ヒドロキシー2, 7-ナフタレンジスルホン酸二ナトリウム(非スルホン化芳香族第一級アミ
- 17 ン分析用) (略)
- 18 純度試験 類縁物質 A液 10mL を正確に量り、酢酸アンモニウム試液(0.02mo1/L)を加えて正
- 19 確に 100m とする。この液  $20 \mu$  L を量り、次の操作条件で液体クロマトグラフィーを行う。各々
- 20 のピーク面積を測定し、0~35分の間に現れる全ての成分のピーク面積の総和を100とし、それ
- 21 に対する主ピークの面積百分率を求めるとき、85.0%以上である。
- 22 操作条件
- 23 検出器 可視紫外吸光光度計又はフォトダイオードアレイ検出器 (測定波長 254nm)
- 24 カラム充填剤 5 μm の液体クロマトグラフィー用オクタデシルシリル化シリカゲル
- 25 カラム管 内径 4.6mm、長さ 25cm のステンレス管
- 26 カラム温度 40℃付近の一定温度
- 27 移動相A 酢酸アンモニウム試液 (0.02mo1/L)
- 28 移動相B アセトニトリル/水混液 (7:3)
- 29 濃度勾配 A:B(100:0)で10分間保持し、A:B(100:0)からA:B(50:50)ま
- 30 での直線濃度勾配を 20 分間行い、A:B(50:50) で5 分間保持する。
- 31 流量 1 mL/分
- 32 フィチン酸ナトリウム塩水和物 C<sub>6</sub>H<sub>18</sub>O<sub>24</sub>P<sub>6</sub>・mNa+・nH<sub>2</sub>O 酵素活性試験法に適するものを
- 33 用いる。
- 34 D (一) ーフルクトース (略)
- 35 日本薬局方果糖を用いる。
- 36 本品は、無~白色の結晶又は粉末である。
- 37 比旋光度  $\left[\alpha\right]^{20} = -90 \sim -94^{\circ}$
- 38 本品約4gを精密に量り、アンモニア試液0.2mL及び水80mLを加えて溶かし、30分間放置し
- 39 た後、水を加えて正確に 100mL とし、旋光度を測定する。
- 40 純度試験 (1) 溶状 澄明 (1.0g、水 20mL)
- 41 (2) 乾燥減量 2.0%以下(減圧、18時間)

(3) 類縁物質 本品 20mg を水 2 mL に溶かし、検液とする。検液 1 mL を正確に量り、水を加えて 1 2 正確に 50mL とし、比較液とする。検液及び比較液をそれぞれ 10uL ずつ量り、次の操作条件で 液体クロマトグラフィーを行い、ピーク面積を測定するとき、検液の主ピークと溶媒ピークと 3 を除くピークの合計面積は、比較液の主ピークの面積より大きくない。ただし、面積測定範囲 4 は、主ピークの保持時間の3倍までとする。 5 操作条件 6 7 検出器 示差屈折計 カラム充塡剤 5~10umの液体クロマトグラフィー用アミノプロピル基化学結合型シリカ 8 9 ゲル <u>カラム管</u> 内径3~8 mm、長さ15~30 cm のステンレス管 10 カラム温度 35~40℃の一定温度 11 12 移動相 アセトニトリル/水混液(7:3) 流量 D(-) -フルクトースの保持時間が $4 \sim 7$ 分になるように調整する。 13 14 (令和元年9月13日開催 薬事・食品衛生審議会 食品衛生分科会にて審議されたプシコースエピ メラーゼの試薬として設定された「D (-) -フルクトース、酵素活性測定用」の規格に同じ。告示 15 の際に、「D (-) -フルクトース」と「D (-) -フルクトース、酵素活性測定用」を統合する。) 16 17 没食子酸一水和物 (略) 乾燥減量 8.0~11.0%<del>以下</del>(1g、105℃、2時間) 18 19 (略) 20 ポリビニルアルコール I (略) 21 けん化度 98.0~99.0mo1% 本品を乾燥し、その約3.0gを精密に量り、共栓三角フラスコに入れ、水100mLを加え、水浴 2223 上で加熱して溶かす。冷後、水酸化ナトリウム試液 (0.1 mol/L) 0.1 mol/L 水酸化ナトリウム溶液 25mL を加え、密栓して 2 時間放置する。次に、硫酸試液 (0.05mo1/L) 30mL を加えてよく 24 振り混ぜた後、<del>水酸化ナトリウム試液 (0.1mol/L)</del> 0.1mol/L 水酸化ナトリウム溶液で滴定す 25 26 る(指示薬フェノールフタレイン試液3滴)。別に空試験を行い、補正する。ただし、<del>水酸化ナト</del> 27 <del>リウム試液(0.1mo1/L)</del>0.1mo1/L 水酸化ナトリウム溶液の消費量が 25mL 以上の場合には、試 料約2.0gをとる。 28 29  $44.05 \times A$ けん化度 (mo1%) =100--30  $60.05 - 0.42 \times A$ 31 32  $0.6005 \times (a - b) \times f$ 33 A = -試料の秤取量(g) 34 a: <del>水酸化ナトリウム試液(0.1mol/L)</del>0.1mol/L 水酸化ナトリウム溶液の消費量 35 36

40 (略) 41 ポリビニルアルコールⅡ (略)

液の消費量 (mL)

37

38

39

b:空試験におけるx酸化ナトリウム試液 (0.1 mol/L) (0.1 mol/L) (0.1 mol/L) (0.1 mol/L) (0.1 mol/L)

f: <del>水酸化ナトリウム試液(0.1mol/L)</del>0.1mol/L 水酸化ナトリウム溶液のファクター

1 けん化度 86.5~89.5mo1% 本品を乾燥し、その約2gを精密に量り、共栓三角フラスコに入れ、水100mLを加え、2時間 2 かき混ぜながら加温する。冷後、<del>水酸化ナトリウム試液 (0.5mo1/L)</del> 0.5mo1/L 水酸化ナトリ 3 ウム溶液 25mL を加え、密栓して 2 時間放置する。次に、硫酸試液 (0.25mo1/L) 30mL を加えて 4 よく振り混ぜた後、<del>水酸化ナトリウム試液 (0.5mol/L)</del>0.5mol/L 水酸化ナトリウム溶液で滴 5 定する(指示薬フェノールフタレイン試液3滴)。別に空試験を行い、補正する。 6 7 44.  $05 \times A$ けん化度 (mol%) =100- ---8 9 60.05-0.42 $\times$ A  $3.0025 \times (a - b) \times f$ 10 A = -11 試料の 秤 取量 (g) 12 a : <del>水酸化ナトリウム試液 (0.5mol/L)</del> 0.5mol/L 水酸化ナトリウム溶液の消費量 13 14 b:空試験における<del>水酸化ナトリウム試液 (0.5mol/L)</del>0.5mol/L水酸化ナトリウム溶 15 液の消費量 (mL) 16 f: <del>水酸化ナトリウム試液 (0.5mol/L)</del> 0.5mol/L 水酸化ナトリウム溶液のファクター 17 (略) 18

### 基準改正案

3. 使用基準及び製造基準を改正する品目

3 4

7

8

9

1 2

5 6 添加物一般 製造基準

1. 添加物を製造し、又は加工する場合には、その製造又は加工に必要不可欠な場合以外には、酸性 白土、カオリン、ベントナイト、タルク、<del>砂、</del>ケイソウ土、二酸化ケイ素<del>若しくは</del>、炭酸マグネシ ウム<del>又はこれらに類似する不溶性の鉱物性物質</del>パーライト、花こう斑岩、活性白土、クリストバル

<u>石、ゼオライト又はひる石</u>を使用してはならない。

11

10

12

14

15

16

1718

19

2021

13 使用基準

酸性白土、カオリン、ベントナイト、タルク、<del>砂、</del>ケイソウ土<del>及び</del>、パーライト<del>並びにこれらに類</del> <del>似する不溶性の鉱物性物質</del>、花こう斑岩、活性白土、クリストバル石、ゼオライト及びひる石

酸性白土、カオリン、ベントナイト、タルク、<del>砂、</del>ケイソウ土<del>及び</del>、パーライト<del>並びにこれらに類似する不溶性の鉱物性物質</del>、花こう斑岩、活性白土、クリストバル石、ゼオライト及びひる石は、食品の製造又は加工上必要不可欠な場合以外は食品に使用してはならない。

酸性白土、カオリン、ベントナイト、タルク、<del>砂、</del>ケイソウ土<del>及び</del>、パーライト<del>並びにこれらに類似する不溶性の鉱物性物質、花こう斑岩、活性白土、クリストバル石、ゼオライト及びひる石</del>の食品中の残存量は、2物質以上使用する場合であっても、食品の 0.50% (チューインガムにタルクのみを使用する場合には、5.0%) 以下でなければならない。